広　報

なかがわ

2014
H26
3
No.658

● 町立診療所の医療体制について
● 天塩中川駅の改修を計画しています
● 子どものための各種手当、ほか

町立診療所の医療体制について

平成7年1月から町立診療所の院長を務めていただいている川埜芳照医師が加療のため入院され、平成25年11月29日から不在となっています。

その間、名寄市立総合病院などから代替医師の派遣を受けて外来診療を続け、また、音威子府村立診療所や幌延町立診療所のご協力を仰ぎながら救急患者の受け入れをしていただき、医療の確保に努めてまいりました。

このような中、平成26年1月に入り、川埜医師から、体調が回復せず医師として現場復帰は困難であるとの意思表示がなされました。

現在、公益財団法人北海道地域医療振興財団などと連携を図り、1日も早い常勤医師の確保に向けて、取り組んでいるところです。

町民の皆さんにはご心配とご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】
住民課幸福(しあわせ)推進室　☎7・2813

天塩中川駅の改修を計画しています

昭和28年に建築された天塩中川駅舎は、幾多の改修を重ねて現在の姿となっています。多くの町民や旅行者を見守ってきたこの天塩中川駅舎を「中川町交流プラザ(天塩中川駅)」として改修することを計画しています。

駅舎の改修は、①町に縁のある人々の心の故郷となるように駅舎を保存する、②町の情報発信を行う拠点の一つとする、③地域住民や都市住民などとの交流の場とする、という3つの柱をもとに行っていく予定です。

また、駅舎内には「交流ルーム」を設け、各種会合などに利用していただく予定です。

【問い合わせ先】
総務課企画財政室　☎7・2819

子どものための各種手当

児童手当

◆制度の目的
家庭などの生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆支給の対象
中学校修了（15歳に到達後の最初の年度末）までの国内に住所を有する児童を監護・養育している、父、母または養育者

◆手当月額

児童の年齢など	月　額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了まで（第1子、第2子）	10,000円
3歳～小学校修了まで（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

◆支払月
2月、6月、10月
（各前月までの分を支払い）

◆所得制限限度額

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

児童扶養手当

◆制度の目的
父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給の対象
次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳に到達後の最初の年度末までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））を監護・養育している父、母または養育者
①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
④父または母が生死不明の児童
⑤父または母が1年以上遺棄している児童
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
⑧婚姻によらないで生まれた児童
⑨⑧に該当するかどうかが明らかでない児童
※公的年金を受給できるときや、児童が施設などに入所しているときは支給されません。

◆手当月額

児童1人の場合の月額	平成26年3月まで	平成26年4月から
全部支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円
児童2人以上は、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算されます		

◆支払月
4月、8月、12月
（各前月のまでの分を支払い）

◆所得制限限度額

扶養親族の数	請求者本人の所得額		孤児等の養育者等の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円

特別児童扶養手当

◆制度の目的
精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給の対象
20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している、父、母または養育者
※児童が障害による公的年金を受給できるときや、児童が施設などに入所しているときは支給されません。

◆手当月額

等級	平成26年3月まで	平成26年4月から
1級	50,050円	49,900円
2級	33,330円	33,230円

※対象児童1人につき

◆支払月
4月、8月、11月
（各前月のまでの分を支払い。11月分は当月分まで）

◆所得制限限度額

扶養親族の数	請求者本人の所得額	配偶者及び扶養義務者の所得額
0人	459.6万円	628.7万円
1人	497.6万円	653.6万円
2人	535.6万円	674.9万円
3人	573.6万円	696.2万円
4人	611.6万円	717.5万円

問い合わせ先　住民課幸福（しあわせ）推進室　☎7－2813

今月のフォトアルバム

1月8日
消防庁舎の落成祝賀会に、上川北部消防事務組合の加藤剛士管理者をはじめ、多くの関係者が集まり、落成を祝いました。

1月12日
冬休みスキー教室では、指導者の丁寧な指導のもと、子どもたちがスキーの技術向上を目指しました。

1月26日
旭川中川会の新年会が催され、中川に縁のある皆さんが集まり、新年を祝いました。

1月30日
「2人に1人ががんになる時代に知っておきたいこと」というテーマで健康講座を開催し、参加者はがんの治療法などについて講演に熱心に耳を傾けました。

2月9日
キッズプログラム「冬の遊び体験教室」では、国立日高青少年自然の家職員の指導で、子どもたちが元気に冬の遊びを楽しみました。

まちの文芸

〔短　歌〕

大辞典を開けば色も鮮やかな押し葉は秋の風情を今に　鎌田　陽子

雪晴れの窓に紅の花つけしサボテンの鉢に朝の陽届く　小林　淑子

峠より見渡す景色は変らねど共に見し人居らぬ淋しさ　古市　和子

壁紙の螺鈿を模した蔦の葉の白々光り夜の明けくる　山内　智子

木枯らしの強きを耳に真夜覚めて突貫工事のうからを想う　山内ミツヱ

車椅子の百歳女性がテレビで昔の歌を元気に歌う　山田　昇

行く先々椅子が私を待っていて私は座る感謝しながら　無名子

車椅子に乗っている人らの笑む顔に私の心も安らいでゆく　無名子

〔俳　句〕

枯木立見事に咲いた白い花　河野　廣

幾重にも紅をかさねて冬薔薇　古市　和子

日頃のできごとや風景・季節に感じたことと思ったことを短歌で一首または、俳句で一句詠んでみませんか。
短歌や俳句に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご参加ください。

短歌同好会　俳句紫苑（しおん）会

連絡先（どちらも）古市和子さん
☎7・2850

●月刊会報「まほろば」をご希望の方は、年会費500円の購読会員制をご利用ください。
お申し込みは、事務局（古市和子さん☎7・2850）へお願いします。

公民館図書室の新着図書

玉磨き
三崎亜記

私のなかの彼女
角田光代

書楼弔堂
京極夏彦

烈風のレクイエム
熊谷達也

原発ホワイトアウト
若杉　冽

岩合光昭と動物園・水族館を歩く
岩合光昭

農家が教える至福の漬け物
農山漁村文化協会編

犬が年をとったら読む本
ダイアプレス社

コミック版世界の伝記（全25巻）
ポプラ社

アンティークfuga（全7巻）
あんびるやすこ

黒魔女さんが通る!!シリーズ
石崎洋司

動物と話せる少女リリアーネシリーズ
タニヤ・シュテーブナー

読む知る話すほんとうにあったお話シリーズ
笠原良郎、浅川陽子監修

うちはお人形の修理屋さん
ヨナ・ゼルディス・マクドノー

保健だより

【今月のテーマ】「がん」と診断されたときに知っておきたいこと

男性でも女性でも、二人に一人はがんになる時代です。がんになるのは決して本人の責任ではありませんが、がんと告げられるのは衝撃的で、大きなストレスになります。そのときにつらさに向き合い、自分や家族が見通しをもって治療を受けていくために、知っておきたいことをお伝えします。

　健康講座として、名寄市立総合病院の緩和ケア認定看護師の堀井一樹氏、社会福祉士の開発有為子氏を招き、がんの緩和ケアや相談支援についてご講演いただきました。今回は、この講演内容から抜粋してお伝えします。

知っていますか「がんの相談窓口」

　自分や家族が「がん」と言われたときに活用できる相談窓口です。

　がんと診断されたら、がんの状態やこれからの治療への心配や不安、家族や生活への影響、経済問題など、さまざまな悩みがでてきます。何から考えていけばいいのか、心配をどう解決していくのかなど、わからないことは不安を強くします。

　がんの相談窓口では、がんに関する専門的な相談ができ、一緒に解決策を考えていくことができます。

相談できること

- 「がん」に対する悩み
- セカンドオピニオンの相談
- 在宅ケアや地域の医療情報
- 緩和医療や緩和ケアについて
- 「がん」に関する情報
- 医療費や生活費、福祉制度について　など

　近隣では、名寄市立総合病院に開設されています（下記参照）。通院していなくても相談できますので、活用してください。

QOL（生活の質）を大切にするための「緩和ケア」

　がんの治療には、手術や抗がん剤などの化学療法、放射線療法がありますが、それとあわせて、その人らしい生活を本人も選択していくために勧められている治療が「緩和ケア」です。緩和ケアは、がんによる身体的な苦痛や気持ちのつらさを少しでも和らげ、本人と家族が自分らしく生活できるようにしていくために、さまざまな職種からの支援を受けられる治療です。

　がんと診断されたときから、緩和ケアの治療を受けることができます。まずは、担当の医師や看護師に相談しましょう。

家族で話し合うもしもの時のための「準備」

　がん治療は進歩してきていますが、がんが死亡原因の第1位であることも事実です。もしもの時のために、自分が元気なうちに人生の最後の過ごし方をどうしたいか、何を大切にしたいか考えておくことも大切です。自分の意思を伝える手段のひとつとして「エンディングノート」があります。

　自分の経歴、葬儀やお墓のこと、財産をどうするかなど、書いておいた方がいいことはいろいろありますが、最後の時に家族など看護する側が知っておきたいことを3つ紹介します。

①最後を迎える場所（自宅や緩和ケア病棟など）の希望

②積極的な延命治療についての希望

- **心臓マッサージ**
- **人工呼吸器の装着**
- **胃ろうや鼻からのチューブによる栄養補給**
- **点滴による水分補給**

③自分で意思決定ができなくなったときに、自分のことを誰に決めてほしいか

　もしもの時に、世間体で考えるのではなく、本人の思いに沿えるように、家族の中でも集まる機会に話し合っておくことが大切です。

名寄市立総合病院がん相談支援窓口
☎01654－3－3101

受付窓口：医療支援相談室
利用時間：平日の午前8時～午後5時
対応職員：相談員（社会福祉士）
※認定看護師との面談は予約制です。
　事前に連絡をいれると相談がスムーズになります。

問い合わせ先　住民課幸福（しあわせ）推進室　保健師　☎7－2813

食べること育つこと 食育通信

「食」に関する情報をお伝えします！

上手な減塩法

現在、高血圧や腎臓疾患をはじめ、生活習慣病の予防や治療、胃がん予防のために「減塩」を意識している人が増えています。しかし、さまざまな食べ物がいつでも簡単に手に入るため、塩分の多い加工食品や、比較的濃い味付けになっている総菜や弁当の摂取の増加など、塩分を摂り過ぎやすい環境にあります。

このような中、減塩タイプの、醤油、味噌、顆粒だし、漬物、加工食品などが販売されていますが、「減塩料理は美味しくない」というイメージがあり、なかなか食生活への習慣化が難しい実態があります。

しかし、日々の食生活の中で、少しの工夫や減塩食品の利用で塩分摂取量を減らすことができます。

生活習慣病の予防・改善に向け、1日の食塩の摂取量の基準や手軽な減塩方法を知って、今後の食生活に取り入れていきましょう。

1日の塩分摂取量（成人）の目標値

男性……………………………………9グラム未満
女性……………………………………7.5グラム未満
高血圧などで医師の指示があった方…6グラム未満

健康づくり道民調査によると、平成23年における北海道の食塩摂取量は、男性で11.6グラム、女性で10.1グラムとなっており、男女とも目標値よりも約３グラム多い結果となっています（全国調査値との差は、ほとんどありませんでした）。

外食メニュー1食分に含まれる塩分

ラーメン（汁含む）…約7グラム
幕の内弁当（醤油付き）…約3～4グラム
カレーライス …約4グラム

塩分の摂り過ぎを防ぐ

◆手軽に減らす

・めん類のスープを飲まずに残すと、塩分が半分に。
・醤油やソースは、かけずに「つけて」食べる。
・味噌汁は1日1杯にし、具だくさんにして汁を減らす。
・漬物、佃煮類、加工食品などの摂取を控える。

◆ひと手間かけて減らす

・野菜を多く摂ることで、食べ過ぎを防ぐほか、野菜には塩分を排出するカリウムが豊富に含まれています。さらに、生野菜を温野菜に代えることで、「かさ」が減ってドレッシングの使用量を減らすことができます。
・酢、レモン汁、生姜、こしょう、からし、カレー粉、わさび、唐辛子などを味付けに利用して、醤油やソースの量を減らす。

日本食には塩、醤油、味噌が欠かせないため、減塩するにはまずこれらの使用量の目安をつける必要があります。気になる方は、1日に使用している量を調べてみましょう。

この食事の塩分＝3.6グラム

この食事に醤油をかけると塩分が1グラム増えます

ホッケの開き	1.3グラム
味噌汁	1.2グラム
漬物	1.0グラム
味付けのり	0.1グラム

加工食品には要注意

手軽に食べられ、日持ちがするインスタント食品、菓子、塩蔵品、干物などには多くの塩分が含まれています。商品の包装に塩分を書いてあるものが多いので、よく食べる加工食品の塩分を確認してみましょう。

また、商品に記載が無い場合などは、栄養士が調べますので、お気軽にご相談ください。

菓子や飲み物などに含まれている糖分や塩分がわかるポスターを役場と農業者トレーニングセンターに展示していますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先　住民課幸福（しあわせ）推進室　栄養士　☎7－2813

所得税などの確定申告が始まっています

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告などの受付を3月17日(月)まで行っています。名寄税務署及び役場1階住民サービス室に申告相談窓口を開設していますのでご利用ください。

申告用紙や各種明細書様式などは窓口に用意しています。

【申告相談に持参するもの】

- 源泉徴収票（給与、年金など）
- 印かん（認印など）
- 銀行などの通帳（もしくは口座番号などの控え）

【該当する場合に持参するもの】

- 年金掛金、健康保険料、介護保険料などの控除証明書または領収書
- 生命保険、地震保険、旧長期損害保険の控除証明書
- 医療費の領収書（高額療養費、医療保険金、入院費給付金などの支払いを受けた場合は差し引きますので、その金額がわかるもの）
- 寄附金の証明書（自治体、共同募金会、日赤、社協、震災関連など）

注1　医療費控除は会場混雑防止と待ち時間短縮のため事前に明細書を作成してから申告されますようお願いします。

注2　右記のほかにも、申告内容によって必要となる書類がありますのでお問い合わせください。

パソコンで確定申告書を作成できます

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することで、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは印刷して書面で提出できるほか、ｅ―Ｔａｘ（イータックス）を利用すると、税務署に出向かなくても、自宅や職場からインターネットを利用して申告や納税、様々な申請・届出などができます。

公的年金等を受給されている方の「確定申告不要制度」

公的年金などの収入金額の合計額が４００万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

注1　この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

注2　所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

「復興特別所得税」について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税（税率２・１パーセント）を所得税とあわせて申告・納付することになっています。

【復興特別所得税の計算方法】

「基準所得税額」（所得税額－所得税額から控除する額）×2.1％

（計算例）

「基準所得税額」が30万円の場合の復興特別所得税額

300,000円×2.1％＝6,300円

問い合わせ先　名寄税務署　☎01654－2－2157（自動音声で案内します）

住民課住民サービス室　☎7－2814

こくほ

ご存じですか？
交通事故などの被害者になったとき

交通事故など第三者（加害者）の行為によって傷害を受けたときでも、届け出によって国保を使って治療を受けることができます。

■医療費の負担は加害者の義務です

交通事故や飼い犬に咬まれたなど第三者の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は加害者が全額負担するのが原則です。

したがって、国保で治療を受けたときの医療費は、後から国保が被害者に代わって加害者に請求することになります。

■『第三者行為による傷病届』が必要です

この届け出がないと国保が使えません。

交通事故などにあった場合には、すぐに警察に届け出て、事故証明書を発行してもらい、国保の窓口で手続きをしてください。

＊届け出に必要なもの
・保険証　・印鑑
・事故証明書

■示談の前に必ずご相談をお願いします

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなることがありますので、示談の前に必ず役場にご相談をお願いします。

【問い合わせ先】
住民課住民サービス室
☎7・2814

国民年金の「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」をご利用ください

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上ある課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。この制度の承認期間は、4月から翌年3月までです。次の年度も在学予定の方には、4月初めに再申請の用紙が送付されます。

また、学生ではない30歳未満の方向けに、例えば、夫婦だけの世帯で夫のみの就労の場合、所得が92万円（収入157万円）以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります（扶養人数、単身などで所得の要件が変わります）。

これらの制度を申請せずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害が残ったときに障害年金を受け取ることができなくなります。

なお、承認された期間は、老齢年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。

どちらの制度も、就職などで収入が得られるようになった場合、将来受け取る年金を増やすため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。

なお、平成26年4月より免除制度・納付猶予制度の遡及期間が拡大されるなど一部変更があります。

【問い合わせ先】
旭川年金事務所
☎0166・27・1611

駐在所から

落ち着こう　振り込む前に　相談を

・**突然、「電話番号が変わった」「お金を用立ててほしい」という電話は詐欺です。**

・**医療費などの過払い金がATMで還付されることはなく、携帯電話を持ってATMに行くように指示されたら、詐欺です。**

・**身に覚えのないパンフレットが自宅に送られてきたり、「高値で買い取る」「必ず儲かる」などと突然儲け話を持ちかけられたら、詐欺です。**

このような電話があったら、一人で対応しないで、必ず家族や警察（警察相談電話#9110）に相談してください。

また、怪しい電話がかかってきたときは、「電話番号、口座番号、現金の送り先」などを聞き出す、電話機の録音機能などで犯人との会話を録音するようにお願いします。

そして、すぐに、110番、#9110、最寄りの駐在所または駐在所に電話をするなどの情報提供をお願いします。

【問い合わせ先】

美深警察署　☎2・1110
中川駐在所　☎7・2019
佐久駐在所　☎8・5071
警察相談電話　☎#9110

まちのご長寿さん

喜寿おめでとうございます

古川力男さん（77歳）

米寿おめでとうございます

三和長寿さん（88歳）

こんにちは赤ちゃん

佐藤　玲（れい）ちゃん
お父さん　健　太さん
お母さん　唯里耶さん

中川消防支署から

除雪作業中の事故防止対策について

毎年、降雪とともに、全国各地で除雪作業中の事故が増加する傾向にあります。

屋根からの転落事故や落雪による生き埋め事故、除雪機への巻き込み事故などがあげられます。

このような事故を防ぐために、複数人での作業実施を心がけ、携帯電話や命綱、ヘルメットを着用し、はしごを固定するなどして安全対策を図りましょう。

また、屋根の下など落雪の恐れのある場所では子どもが遊ばないよう事故防止の徹底をあわせてお願いいたします。

防火水槽除雪のお礼

防火水槽は、災害時に消防車両が水利を利用できるよう除雪をする必要があります。

消防職員が適宜除雪作業を行っていますが、今年も町民の方々のご厚意により、防火水槽周辺を綺麗に除雪していただいている箇所が見受けられました。

防火水槽周辺の除雪をしていただきましたことに、この場をお借りして職員一同深く感謝申し上げます。

火災・救急出動件数
平成26年1月31日現在

火災出動　0件
救急出動　6件

住宅用火災警報器を設置していない方はお早めにお願いします。

中川消防支署へのご相談、お問い合わせは☎7・2119番まで

議会・各種委員会の開催状況

1月24日●議会全員協議会
1月29日●農業委員会総会
1月31日●教育委員会議
2月4日●議員全員協議会
●議会第1回臨時会
2月12日●議会経済常任委員会
2月13日●議会総務常任委員会
2月17日●議会経済常任委員会
2月18日●議会第2回臨時会
2月19日●選挙管理委員会

ありがとうございます

社会福祉協議会、一心苑に寄付

・母（よね様）死去に際して
遠藤　安好　様

・社会福祉推進のために
町火消し　様
遠藤　安好　様

社会福祉協議会、一心苑に寄贈

季節のものを含めて次の方より「志」
松永　祐加　様

謹んでお悔やみ申し上げます

中川　安保ヤスヨ　様（94歳）
中川　遠藤よね　様（97歳）

中川町地域おこし協力隊活動記⑲

町の振興や発展のために東奔西走する地域おこし協力隊の
活動の様子を紹介します

『協力隊が協力します!』

小田島 森恵

先月号でも少しお話ししましたが、12月に行われた「ダイブ トゥ ハスカップ」で提供した料理は、「ハスカップワインに合う」「地域食材」というテーマで行いました。

今回の料理提供までの流れを説明すると、依頼主は観光協会。依頼内容は「ハスカップワインに合う料理」で、そこに私自身のテーマである「地域食材」を合わせた料理を提供したいと思いました。

今回は、イベントでの料理提供なので、㈲匠舎に協力をお願いしました。

左の図は、私が町民の方と一緒に仕事をするひとつの仕組みです。イベントでのレシピ開発だけではなく「農家さんが農産品を売り出したい場合」「団体や企業が自社製品を売り出したい場合」など、相談のうえ、検討しご要望に応じた提案をさせていただきたいと思います。

問い合わせ先　総務課企画財政室　☎7−2819

天塩川だより

～近隣のまちの情報をお届けします～

全道ジュニアアルペンスキー和寒大会　和寒町

と　き　3月21日
ところ　和寒東山スキー場
内　容　全道各地からアルペンNo.1を競う幼児・小学生が集まり、熱戦が繰り広げられます。
問い合わせ先
和寒町教育委員会　☎0165−32−2477

1月の入札・見積り合わせ契約結果

工事・業務名	入札・見積り合わせ参加業者（※落札業者）	入札・見積り合わせ結果		予定価格（円）	契約金額（円）	落札率	工事などの概要	期　間
		第1回	第2回					
平成25年度 中川町道路台帳修正委託業務	※かたやま測量㈱	2,200,000		2,457,000	2,310,000	94.0%	道路台帳修正 2.56km	着手　平成26年1月23日 完了　平成26年3月20日
平成25年度 ポンピラ アクアリズイング 飲料水加圧ポンプ 取替工事	※㈱中川水道	1,720,000		1,858,500	1,806,000	97.2%	飲料水加圧ポンプ 1基取替一式	着工　平成26年1月23日 竣工　平成26年2月28日

問い合わせ先　**総務課企画財政室　☎7－2819**

お知らせ

自衛官などを募集します

受験種目	自衛隊幹部候補生 （一般幹部候補生）	予備自衛官補（一般）	予備自衛官補（技能）
応募資格	22歳以上26歳未満 （20歳以上22歳未満の方は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満） （平成27年4月1日現在）	18歳以上34歳未満 （平成26年7月1日現在）	18歳以上55歳未満 （平成26年7月1日現在；保有する国家資格などによって異なります）
受付期限	4月25日（締切日必着）	4月2日（締切日必着）	
試験日	5月10・11日 （11日は飛行要員希望者のみ）	4月11～15日の間の1日	

【問い合わせ先】自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所　☎01654－2－3921

敬老記念品（商品券）のご利用はお早めに

9月に開催した中川町敬老会で贈呈した「敬老記念品（商品券）」の利用は、3月12日（水）までです。期限を過ぎると使えなくなりますので、お早めにご利用ください。

【問い合わせ先】
中川町役場住民課幸福推進室
☎01656・7・2813

国家公務員採用試験のインターネット受付を行います

◆**総合職（院卒者、大卒程度）**
4月1日～8日
◆**一般職（大卒程度）**
4月9日～21日
◆**一般職（高卒者、社会人）**
6月23日～7月2日

【問い合わせ先】
人事院北海道事務局
第二課試験係
☎011・241・1248
URL
http://www.jinji.shiken.go.jp/juken.html

元気発信・笑顔の大地・夢開花　なかがわ

ふるさと今月のキラリ

土を通じた世代間交流を

　陶芸サークルの皆さんの指導で、中央小学校の６年生が陶芸の卒業制作にチャレンジし、小学校の思い出を粘土に込めました。

発行　中川町　　編集　総務課総務町政室　　印刷　国　境

この広報紙は道産間伐材を使用しています。

町の人口

（1月31日現在）

人　口	1,741人（－２）
男	876人（＋２）
女	865人（－４）
世帯数	863戸（－２）

（　）は前月末との差を示します。

なかがわの情景

　幼児センターにやってきた赤鬼に豆をぶつける子どもたち。心の中に潜む悪い鬼を退治できたでしょうか。節分を過ぎると暦の上では春。中川町にも、もうすぐ春がやってきます。

〒098-2892　北海道中川郡中川町字中川337番地　☎(01656)７－２８１１
中川町HPアドレス　http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp
中川町携帯用サイト　http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp/i
（NTTドコモの「i-mode公式メニュー」からもごらんになれます。）
E-mailアドレス　nakagawa@hokkai.or.jp

携帯用サイトアドレスが二次元バーコードで簡単入力可能
（ご使用にあたっては、携帯の取扱説明書をごらんください）